

確定申告 町民税・県民税申告

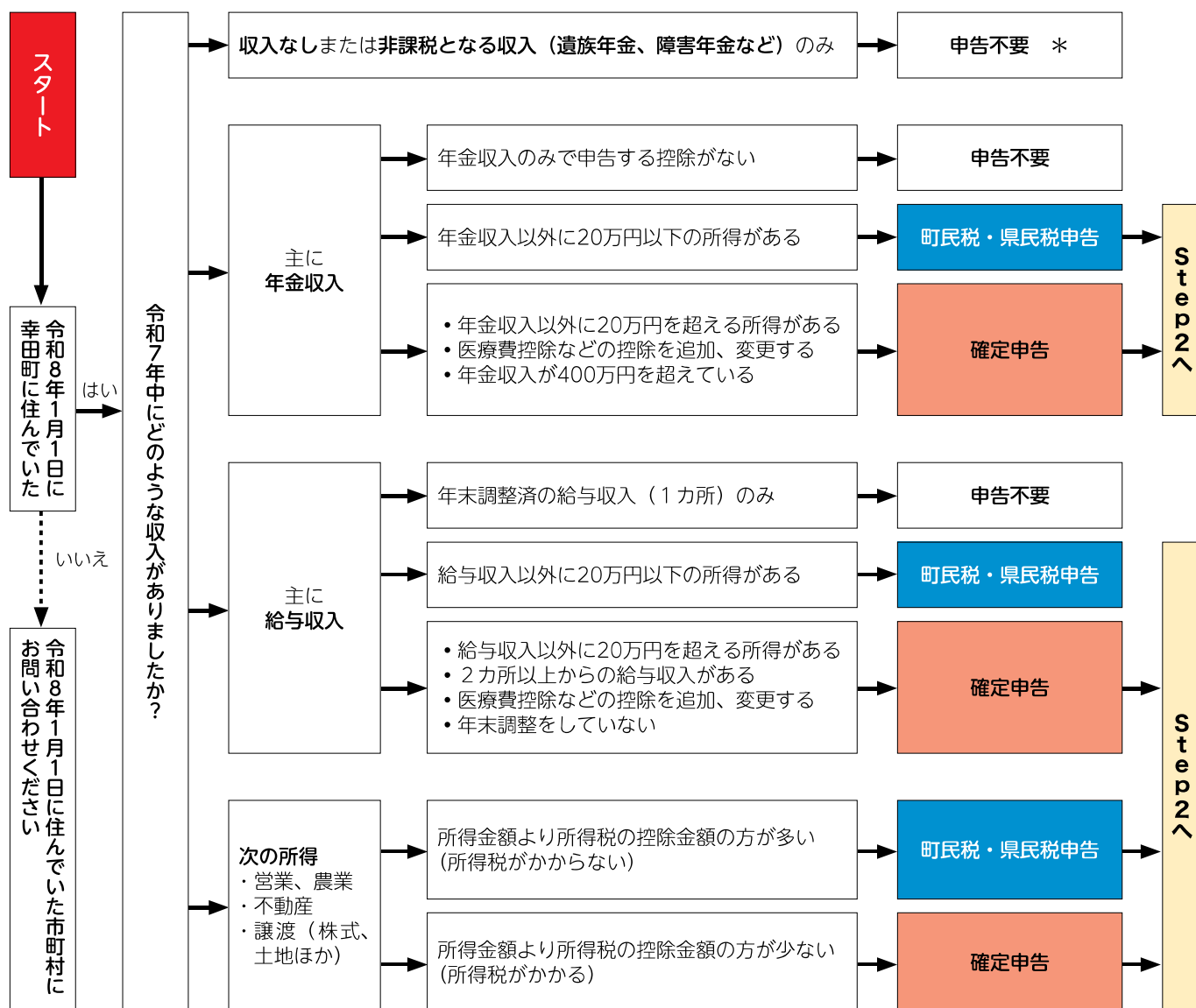
2月16日(月)～
3月16日(月)

所得税や町民税・県民税の申告時期です。申告が必要か確認し、該当する場合は早めに準備して、期限までに申告してください。

Step 1 所得税、町民税・県民税の申告が必要か確認しましょう

「申告が必要かどうか」「何の申告が必要か」が簡単に判断できます。

- このフローチャートは一般的な例を示しています。当てはまらない事例や載っていない事例もありますので、詳細はお問い合わせください。
- 所得税の還付を受ける人は、確定申告が必要です。



* 所得証明書の発行、国民健康保険税や介護・後期高齢者医療保険料の算定などに影響するため、申告が必要な場合があります。

Step 2 申告が必要な人は、申告方法・提出方法を決めましょう

町民税・県民税の申告

ご自身で申告書を作成できる人

→ 「電子申告 (eLTax)」… **Step3へ**
→ 「役場へ持参または郵送」 のいずれか

ご自身で申告書を作成できない人

→ 「会場 (役場) での申告」… **Step4へ**

*町民税・県民税の申告書は、税務課 (役場 1 階 6 番窓口) で配布しています。なお、昨年申告をした人などへは、1 月下旬に申告書を発送しています。

所得税の確定申告

ご自身で申告書を作成できる人

→ 「電子申告 (e-Tax)」… **Step3へ**
→ 「税務署へ郵送」
→ 「税務署または役場へ持参」 のいずれか

ご自身で申告書を作成できない人

→ 「会場 (役場、岡崎税務署、イオンモール岡崎) での申告」… **Step4へ**

Step 3 申告は、書かずにできるパソコン・スマートフォンで

町民税・県民税の申告

町民税・県民税の申告について、令和 8 年度分 (令和 7 年中の所得などに対する申告分) から、電子申告が開始されました。

24時間、365日いつでも申告が可能で、申告書の印刷や郵送は不要です。

詳しくはeLTAX特設ページまたは町ホームページをご確認ください。



←eLTAX特設ページはこちら



←町ホームページはこちら

所得税の確定申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンやスマートフォンで確定申告書を作成できます。またマイナンバーカードをお持ちの人は、マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンまたはICカードリーダライタを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。

すでに
約 **4人中3人** が
e-Tax で
申告しています!!

「確定申告書等作成コーナー」
へアクセス

作成コーナー



画面の案内
に従い入力

提出は、
e-Taxまたは郵送でOK!

*申告期間中にご自身で申告書を作成した人は、封筒に入れ、表面に住所・氏名を記入の上、税務課 (役場 1 階 6 番窓口) までお持ちください。

e-Taxの5つのメリット

自宅から
申告可能



確定申告期間
24時間利用可能



*メンテナンス時間を除く

受信通知から
いつでも内容確認



添付書類
提出不要



*一部の書類を除く

早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1カ月～1カ月半程度で還付

Step4 ご自身で申告書を作成できない人は会場で申告しましょう

役場での申告相談

源泉徴収票などを基に申告書を作成・受け付けします。

と き 2月16日㊥～3月16日㊥（土日祝日を除く）
午前9時～正午、午後1時～4時

ところ 税務課（役場1階6番窓口）

受付できる申告 町民税・県民税の申告、所得税の確定申告

⚠ ただし、以下の申告は**役場で申告ができません**。岡崎税務署で申告相談をしてください。

- ①事業所得、不動産所得、土地・建物や株式などの譲渡所得、退職所得がある申告
- ②住宅借入金等特別控除、雑損控除を受ける申告
- ③海外に居住している親族を扶養に入れる申告
- ④亡くなった人の申告（準確定申告）
- ⑤損失の申告
- ⑥過年分（令和6年分以前）の申告
- ⑦FXなどの金融商品や暗号資産の申告

予約方法

インターネット予約

広報こうた1月号でご案内したとおり、1月30日㊤から予約開始しています（パソコン、スマートフォンから予約してください）。

URL：<https://airrsv.net/kota-kakutei/calendar>

＊予約希望日の2日前まで予約可能です。



←申告相談の予約はこちら

インターネット予約以外の受付方法

＊当日の整理券を午前7時45分（入口は午前7時30分開錠）から会場で配布します。整理券がなくなり次第、受付終了です。

＊申告期間中にご自身で申告書を作成した人は、封筒に入れ、表面に住所・氏名を記入の上、税務課（役場1階6番窓口）までお持ちください。



岡崎税務署での確定申告相談

ご自身のスマートフォンを利用して確定申告書を作成します（入力操作はご自身でいただきます）。

【所得税および復興特別所得税・贈与税の申告】

と き 2月16日㊥～3月16日㊥（土日祝日を除く。ただし、3月1日㊥は開設）
午前9時～午後5時

【消費税および地方消費税の申告（個人事業者）】

と き 2月16日㊥～3月31日㊤（土日祝日を除く。ただし、3月1日㊥は開設）
午前9時～午後5時

と ころ 岡崎合同庁舎5階共用大会議室
（岡崎市羽根町字北乾地50番地1 シビックセンター隣）

入場方法 入場には「入場整理券」が必要です。

整理券は、会場での当日配布またはLINEアプリを使ったオンラインでの事前発行が可能です。なお、整理券の配布状況によっては、後日の来場をお願いすることもあります。



↑国税庁

LINE公式アカウント
はこちら

問 合 せ 岡崎税務署 個人課税第1部門 ☎(0564)58-6511(内線3112、3113)

イオンモール岡崎での無料税務相談

税理士による無料税務相談所を開設します。

と き 2月9日㊶～18日㊷（土日祝日を除く） 午前10時～午後4時30分

と ころ イオンモール岡崎3階イオンホール（岡崎市戸崎町字外山38番地5）

入場方法 入場には「入場整理券」が必要です。整理券は、当日会場にて配布を行います（オンラインによる事前発行はありません）。なお、整理券の配布状況によっては、後日の来場をお願いすることもあります。

問 合 せ 岡崎税務署 個人課税第1部門 ☎(0564)58-6511(内線3112、3113)

申告会場への主な持ち物



対象		必要なもの
役場、イオンモール岡崎で申告相談する人		マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類、本人確認書類
岡崎税務署で申告相談する人		マイナンバーカード ＊マイナンバーカード発行時に設定した署名用電子証明書（英数字6～16桁）、利用者証明用電子証明書（数字4桁）のパスワードも必要です。有効期限の満了日を事前にご確認ください。
		スマートフォン ＊事前にマイナポータルアプリをインストールしてください
		筆記用具、電卓
該当する人	還付申告をする人	通帳など本人の預金口座番号の分かるもの
	お持ちの人のみ	税務署から送付されたお知らせはがきまたはお知らせ通知書、確定申告書類（いずれも郵送された人のみ）
		前年の申告書の控え
		利用者識別番号の分かる書類
	給与収入、年金収入がある人	源泉徴収票（給与支払者、年金支払者が発行）
	報酬や謝礼、個人年金を受け取った人	支払調書、シルバー人材センター配分金支払証明書など
	そのほか収入がある人	収入金額および必要経費が分かる書類
	社会保険料、生命保険料、地震保険料を支払った人	国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の納付済額のお知らせ、国民年金保険料控除証明書、年間支払額の証明書、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書
	医療費控除を受けたい人	医療費控除の明細書、医療費通知、おむつ使用証明書など ＊医療費の領収書の添付だけでは控除は受けられません。事前に医療費控除の明細書を作成してください。明細書は国税庁ホームページからダウンロードするか税務課（役場1階6番窓口）でも配布しています。
	ふるさと納税などの寄附金を支払った人	寄附金の領収書・証明書 ＊確定申告を行うと申請済みのワンストップ特例は無効になります
	障害者手帳などをお持ちの人	障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など

＊ほかにも書類が必要となる場合があります。詳細はお問い合わせください。

確定申告と納税の時期

所得税および復興特別所得税・贈与税 3月16日㊶

消費税および地方消費税 3月31日㊷

振替納税の振替日

所得税および復興特別所得税 4月23日㊷

消費税および地方消費税 4月30日㊸

問合せ 税務課 町民税グループ ☎(0564)62-1111(内線161、162) FAX(0564)56-6218